

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例（改正骨子案）」と「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」との関係

神奈川県子ども・子育て支援推進条例（改正骨子案）

第1章 総則

- ①目的
- ②定義
- ③基本理念
- ④県の責務
- …

- ・子ども・若者施策の基本的な理念
- ・関係機関の役割
- ・基本的施策の方向性

県は、子どもが社会参画の機会を確保され、社会の一員として意見を表明することができ、その意見を施策に適切に反映させ、反映結果について意見を表明した子どもに伝えるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

- ⑩理念の普及啓発
- ⑪かながわこどもまんなか月間
- ⑫子どもの意見表明の機会の確保
- ⑬子どもに関する基本計画
- …

県は、県に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における子どもに関する施策についての計画を定めなければならない。

かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）

<具体的な取組み>

- (1) ライフステージを通じた取組み
- (2) ライフステージ別の取組み
- (3) 子育て当事者への支援に関する取組み
- (4) 施策推進の基盤となる取組み

ア 子ども・若者の社会参画・意見反映

- イ 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ウ 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成

条例の基本的施策を具体化するための取組み・事業

- ・子ども・若者施策審議会委員
- ・子ども目線会議
- ・子ども政策提案事業 等